

# けんち石浜ガーデン

～『まごころ』～

●竹栄会の理念は、病める人、悩める人、苦しむ人、障がいのある人への援助を通して自己の研鑽と社会に対する貢献、奉仕を行うことがあります。

●医療・福祉に携わる私たちは、自己犠牲の精神の上に他者への思いやり、優しさを行動として表し、そのことにより自分の可能性を見つけ、また、自分の能力を高める事に喜びを見つける事のできる個人の集まりでありたい。

●各人が、技能・技術を向上させる意欲を持ち、それにより社会福祉に貢献できる専門集団であることを目指します。

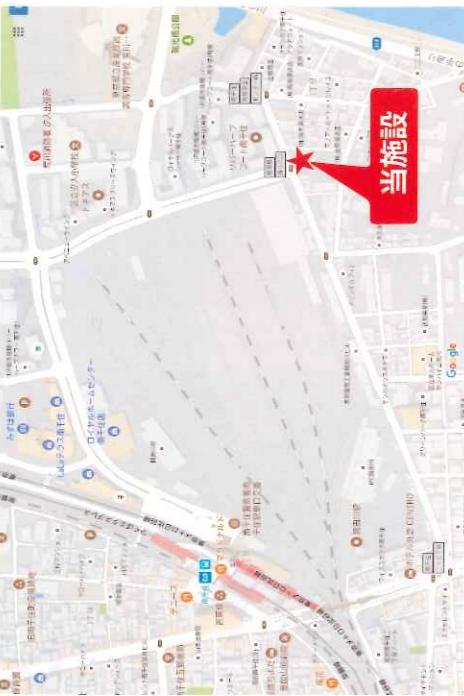
●自分の職業に誇りを持ち、仕事に取り組む事により創造できる自己実現を目指します。

●自分の家族を受け入れられる、そんな施設づくりを目指します。

～「けんち」命名の由来～

「けんち」とは漢字で見知と書き、仏典の言葉で「悟り」を意味します。

「けん」を同音の健康の健に、また「ち」を知識・知恵の知にかけて健康で、知識豊かに人生の悟りを開いた、みなさまの集う場という意味が込められています。



当施設

## 施設概要



お気軽にお越しください。

ご相談・申し込み受付中

## 【認知症高齢者グループホーム】

認知症の方が必要な介助を受けながら共同生活する場所で、役割を持ち出来る事をを行い、家庭にいるような環境の中で症状の進行を緩やかにし精神的に安定した生活が送れるように支援していきます。

\*入所要件\*

- ・「荒川区」に住民票のある方。
- ・介護保険で要支援1を除く、要支援2、要介護1～5の方。
- ・医師による認知症の診断のある方。

## 【小規模多機能型居宅介護】

平成18年4月に介護保険の地域密着型サービスのひとつとして制度化されました。

\*サービスの概要\*

- 「通い」を中心のご本人の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて自宅で継続して生活するため[に必要な支援をしていきます]。

\*利用要件\*

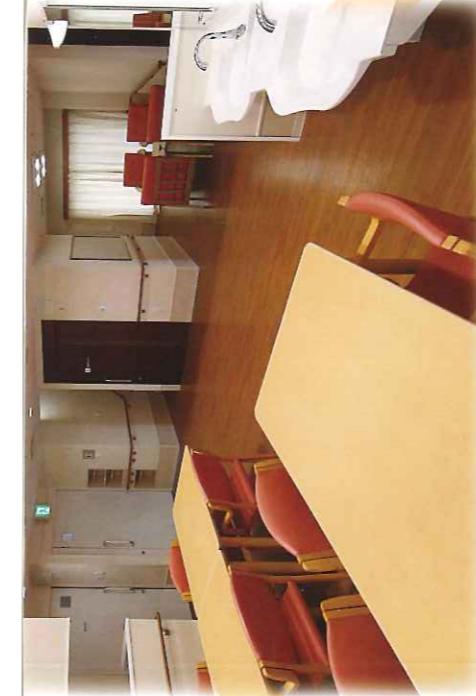
- ・「荒川区」に住民票がある方。（当事業所の実施地域）
- ・介護保険で要支援1～2、要介護1～5の方

入所一時金	148,000円
-------	----------

【初期費用】	
入所一時金	148,000円

+ 別紙ご参照ください。

- 「通い」で顔なじみの職員が「宿泊」や「訪問」の際も対応します。
- 環境の変化に敏感なお年寄りの不安を和らげることができます。
- ケアプラン作成も含めて、契約は1つ。
- 判り易く手間もかかりません。



グループホーム

## 小規模多機能型居宅介護

〔認知症対応型共同生活介護〕  
〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕

### ●認知症高齢者グループホームけんち石浜ガーデン

介護保険事業所番号：1391800396

入居定員：18名（2ユニット）

1ユニット9名

## 【初期費用】

入所一時金	148,000円
-------	----------

【月額利用料】	
介護保険利用者負担額	「介護保険負担割合証」に記載された自己負担の割合分
食 費	朝食450円/1食(税込)
宿泊費	屋食650円/1食(税込)
日常生活費	夕食650円/1食(税込)
おむつ・パット代	4,000円/1泊(税込)
※1 送迎・訪問代	110円/日、宿泊65円/回(税別)
※2 その他	実費相当分

+ 別紙ご参照ください。

- 月額利用料には、3モーターオートベッド、寝具一式の利用料金も含まれています。また、各部屋にはナースコール、エアコン、防炎ガーテン、チエストを備えてありますので、衣類などをお持ちいただければ、安心してすぐに入居できます。
- その他の加算（算定する加算は利用者によって異なります）

〔小規模多機能型居宅介護〕  
〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕

### ●小規模多機能型居宅介護けんち石浜ガーデン

介護保険事業所番号：1391800404

登録定員：25名

・通い定員：14名／1日

・宿泊定員：4名／1日

## 【利用料】

介護保険利用者負担額	「介護保険負担割合証」に記載された自己負担の割合分
食 費	朝食450円/1食(税込)
宿泊費	屋食650円/1食(税込)
日常生活費	夕食650円/1食(税込)
おむつ・パット代	4,000円/1泊(税込)
※1 送迎・訪問代	110円/日、宿泊65円/回(税別)
※2 その他	実費相当分

+ 別紙ご参照ください。

- ※1 通常の事業の実施地點を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収します。
- ※2 上記に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収します。



## 【小規模多機能型居宅介護】

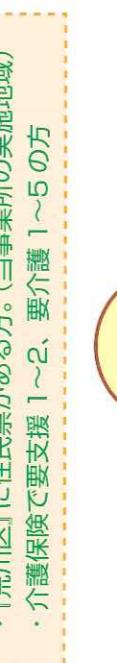
平成18年4月に介護保険の地域密着型サービスのひとつとして制度化されました。

\*サービスの概要\*

- 「通い」を中心のご本人の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて自宅で継続して生活するため[に必要な支援をしていきます]。

\*利用要件\*

- ・「荒川区」に住民票がある方。（当事業所の実施地域）
- ・介護保険で要支援1～2、要介護1～5の方



○「通り」で顔なじみの職員が「宿泊」や「訪問」の際も対応します。

○環境の変化に敏感なお年寄りの不安を和らげることができます。

○ケアプラン作成も含めて、契約は1つ。

○判り易く手間もかかりません。